

国際旅客運送事業に係る異動届出書の記載要領

- 1 この届出書は、国際旅客運送事業開始・休止・廃止届出書で届け出た事項のうち、国際観光旅客税法第 20 条《税関長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出》第 3 項に規定する国外事業者の住所又は居所、氏名又は名称、代表者氏名及び国際旅客運送事業を行う出入国港に異動があった場合に提出するものです。
- 2 各欄は、様式の注意書きによるほか、次により記載してください。
 - (1) 「住所又は居所」欄には、国外事業者の住所又は居所を記載してください。
 - (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、国外事業者の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
 - (3) 「納税管理人」欄には、納税管理人が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
 - (4) 「納税地」欄には、国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港を記載してください。
なお、納税地特例承認を受けている場合には、当該納税地を記載してください。
 - (5) 「(開始届出年月日)」欄には、直近の国際旅客運送事業開始届出書を提出した年月日を記載し、「(異動の生じた日)」欄には、異動が生じた登記年月日等の日付を記載してください。
 - (6) 「異動事項」欄には、異動が生じた事項を記載し、異動の内容を「異動前」及び「異動後」欄に記載してください。
 - (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。